

# 沼田町交通安全計画

令和6年度～令和10年度（第11次）

沼 田 町

# 目 次

第1章	計画の性格	1
第2章	道路交通の安全	2
第1節	道路交通のすう勢と交通安全対策の今後の方向	2
1.	道路交通事故のすう勢	2
(1)	交通事故の現状	2
(2)	交通事故の推移	2
2.	道路交通安全対策の今後の方向	3
(1)	高齢者の交通安全対策の推進	3
(2)	シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底	4
(3)	安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備	4
(4)	交通安全教育の推進	5
(5)	安全運転の確保	5
(6)	効果的な指導取締の実施	6
(7)	冬道における交通安全の確保	6
(8)	救助・救急体制の整備	6
(9)	被害者対策の充実	7
(10)	交通事故調査・分析の充実	7
(11)	町民参加型の交通安全活動の推進	7
第2節	講じようとする施策	9
1.	道路交通環境の整備	9
(1)	町民参加型の交通安全活動の推進	9
(2)	交通安全施設等整備事業の推進	11
(3)	効果的な交通規制の推進	12
(4)	総合的な駐車対策の推進	12
(5)	地域住民と一体になった安全	12
(6)	その他の道路交通環境の整備	13

2.	交通安全思想の普及徹底	14
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	15
(2)	運転者教育の充実	19
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	20
3.	安全運転と車両の安全性の確保	23
(1)	自動車安全運転センター業務の活用	23
(2)	事業用自動車の運転者教育の充実	23
(3)	不正改造車の排除	23
(4)	自転車の安全性の確保	23
4.	道路交通秩序の維持	24
(1)	交通の指導取締りの強化	24
(2)	暴走族対策の強化	24
5.	冬道における交通安全の確保	25
(1)	冬道の道路交通環境の整備	25
(2)	冬期の安全運転等の普及	26
6.	救助・救急体制等の整備	26
(1)	救助・救急体制の整備	26
(2)	救急関係機関の協力関係の確保	27
7.	踏切道における交通の安全	27
(1)	踏切事故の防止	27
(2)	講じようとする施策	27

## ま え が き

沼田町における交通安全対策について、昭和46年以降、国及び北海道の交通安全計画に基づき、施策の大綱を定めた第1次から第10次の沼田町交通安全計画により、各関係機関、団体等の協力、連携のもとに、その実践に努めて参りました。

第10次計画の最終年である令和5年以降も沼田町交通安全協会をはじめとする交通安全関係団体において、交通事故に関する現況の把握と対策を図り、単年度ごとの事業計画を定め全町的な交通安全運動に取り組んできましたが、新たな時代「令和」を迎えるにあたり、昨今の情勢を鑑みた最新の計画を策定し、決意を新たにしたいと考えております。

近年の道内の交通情勢は、交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数ともに減少傾向にあり、令和5年中の交通事故死者数は131人と昭和25年以降最小となり、「交通戦争」と呼ばれた昭和46年の889人と比較すると6分の1以下まで減少するに至りました。

本町においては、平成11年6月28日から平成22年6月10日で交通事故死ゼロ4000日を達成しましたが、その後平成24年7月8日に幌新地区において自動二輪車による死亡事故が発生しております。その日から新たに数え始め令和5年6月21日で4000日を達成し、現在も5000日に向けて継続中です。

一度は途切れてしまった交通事故死ゼロ記録ですが、現在約11年の間交通事故死が発生せず取組を継続しているのは、町、関係機関、関係団体のみならず、町民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられます。

都道府県別の年間交通事故死者数において、ここ数年で北海道はワースト5位を脱し相対的な改善傾向にあります。しかし、全道では未だに交通事故により年間130名前後の多くの尊い命が失われており、沼田町においても一歩間違えば死亡事故につながるケースは決して少なくありません。

近年、人命に関わる重大な事故原因として飲酒運転が挙げられています。北海道においては砂川や小樽での事故が記憶に新しく、これらの事故により飲酒運転の危険性が大きく取り沙汰され、道路交通法改正による飲酒運転者および酒類提供者等への厳罰化、北海道飲酒運転の根絶に関する条例の制定など、様々な対策が講じられつつあります。

高齢者の運転を問題視する声も増加しています。高齢化による身体機能お

よび認知機能の低下によって重大な事故に発展するケースが相次ぎ、高齢者の運転免許の在り方についての議論が過熱しています。

また、新たに「あおり運転」が新たな交通問題として注目を集めています。運転手は何らかの理由により、相手の進路を塞ぐ、急な減速や車線変更を繰り返すほか、停車させた上で直接的な暴行や脅迫によって危害を加えるといった事案が後を絶ちません。

このように交通安全を取り巻く情勢は依然として厳しさに直面しています。交通事故の防止は、町、関係機関、関係団体だけではなく、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなくてはならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故の無い社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいた諸施策を強力に推進する必要があります。

第1 1次沼田町交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項に基づき、令和6年度から令和10年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

また、交通安全施策は町民生活に直接に関するものが多く、施策の推進にあたっては、町民の十分な理解を求めるとともに、町民の積極的な協力を得て、その効果を高めるよう努めることが必要です。

# 第1章 計画の性格

## 1. 趣旨及び根拠

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、陸上交通に関する総合的な国、道の施策に準じて、沼田町の地域特性に応じた交通安全の施策を実施することを目的として、町が作成するものです。

## 2. 期間

令和6年度から令和10年度までを計画期間としています。

## 3. 性格及び内容

この計画は、沼田町の地域における交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱で、道路交通及び踏切道における交通の安全に関する施策の今後の方向と、沼田町で構成する関係機関が講じようとする施策などを内容としています。

## 第2章 道路交通安全

### 第1節 道路交通のすう勢と交通安全対策の今後の方向

#### 1. 道路交通事故のすう勢

##### (1) 交通事故の現状

近年における自動車保有台数は、人口・世帯が減少する中で増加傾向であります。特に軽自動車の普及は、普通車に比べ、小回りが効き利便性が高く、車検、燃料費などが廉価で経済性に優れていることから、購入台数が増加したものと考えられます。また、沼田町においては自動車の所有が町民の交通手段の多くを占めており、近隣市町村への移動に不可欠となっていることから、特に自動車の保有率は高いものと推察されます。

事故発生は、自動車保有台数の増加による道路交通の量的拡大に加え高齢者の増加によって、歩行中・自転車利用中だけではなく、車両を運転する際の事故が顕著となってきています。

こうした事故の発生・続発を防止するため、関係機関・団体の交通安全啓発活動の実施とともに道路診断により事故分析を行い、道路管理者などによる対策が必要です。

##### (2) 交通事故の推移

本町では平成24年7月8日に幌新地区において死亡事故が発生しました。その日から数え、令和5年6月21日をもって交通事故死ゼロ4,000日を達成し、現在も5,000日を目標に継続中です（令和8年度3月17日達成予定）。

昨今の交通安全の情勢を鑑みると、飲酒運転や高齢者による事故など、一歩間違えば死者が出る大きな事故に発展するケースが大きく取り沙汰

されており、それは沼田町においても決して無関係ではありません。町民が安心して暮らせる安全なまちであり続け、交通事故死を発生させないためにも今後とも根強い運動を推進していかなければなりません。

## 2. 道路交通安全対策の今後の方向

質的量的に変化している道路交通環境を背景とした、厳しい道路交通状況に的確に対処していくためには、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全な交通社会を実現することを理想として、社会・経済情勢の変化を踏まえて、交通事故の実態に十分対処した諸対策を積極的に推進していく必要があります。

交通安全対策の推進に当っては、事故防止対策の充実による事故発生抑制、被害軽減対策の充実による死者数及び重傷者数の抑制並びに事故発生後の被害者等の負担の軽減を図ることが重要です。

本町の道路環境は比較的整備が良く、高規格道路、国道1本、主要道々6本があり、通過車両が主であるため、高齢者・児童・通学生徒・農作業用車両等が交通事故に合う危険性が大きく、今後の本町の交通安全計画これらを念頭に推進しなければなりません。

そのため、総合的な見地から考慮した交通安全施設整備の充実、生涯を通じた交通安全教育の推進、地域の自主的な交通安全活動の推進、迅速かつ効果的な救急体制を始めとする各般の交通安全施策を、強力に実施するものとします。

このような観点から、次の施策を重点に関係機関・団体の緊密な連携の下に総合的に推進していきます。

### (1) 高齢者の交通安全対策の推進

高齢化の進行に伴い、今後とも増加が懸念される高齢者の交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理



解してもらうため、老人クラブ連合会を主体とした交通安全協会シルバー一部会・他関係団体と連携して、夜光反射材の着用を呼びかける等参加・体験・実践型交通安全教育の推進を図り、高齢者の事故の防止に努めていきます。

さらに、バリアフリー化等安全快適な歩行空間の整備を進め、高齢者が安心して暮らせる道路環境作りを推進します。

また、安全機能付き自動車の試乗会や購入に際しての補助などを通して高齢者ドライバーの安全対策を推進するほか、免許返納者に対する補助を講じることで交通弱者を作らないことも併せて推進します。

## (2) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習や交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果を啓発するキャンペーン等を積極的に行います。シートベルト装着義務違反、幼児用保護装置使用義務違反に対する街頭での指導等を継続的に実施して、着用率の向上と正しい着用の徹底を図ります。

## (3) 安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備

安全な生活を確保するために、町内の幹線道路や生活環境と連携の図られた体系的な道路整備を、地域全体の協力のもと促進します。

また、安全で円滑な交通の確保を図るため、分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、道路交通に関する情報を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置等の整備を促進し、利用者のニーズに則した系統的で分かりやすい案内標識の整備を心がけ、主要な幹線道路の交差点付近の大型案内標識の整備を重点的に進めます。

安全で機能的な地方交通を確保するため、交通実態に応じ、安全施設と併せて計画的・総合的に地方総合交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分と誘導を図ります。また、生活の場である居住系地区等におい

ては、歩行者等の安全の確保に重点を置いたゾーン規制を実施し、コミュニティゾーンの形成を図ります。

自然災害が発生した場合の安全な通行を確保するため、交通管理施設、交通規制資機材及び広域的な交通管理体制の整備を推進し、災害時においても安全性・信頼性の高い道路交通の確保に努めます。

#### (4) 交通安全教育の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための運動として、関係機関・団体は、それぞれの組織の役割を明確化し、より一層連携を深め、町民の交通安全意識を高めるために効果的な交通安全運動を組織的・継続的に展開していきます。また、現代的課題を踏まえ、幼児から成人に至るまでの発達過程及び高齢者や身体障害者等の対象者の特性を考慮した交通安全教育が効果的に行われるよう努めるとともに、指導者の養成と確保、教材等の充実、参加・体験・実践型の教育の普及を図ります。また、運転者教育に関しては、安全に運転しようとする意識の育成及び危険予測・回避能力の向上を図る観点から、免許取得前教育、免許取得時教育、免許取得後の再教育の充実を図ります。

#### (5) 安全運転の確保

事業所の運転者による交通事故を防止するために、安全運転管理者等に対する講習を充実させ、安全意識の向上に努めるとともに事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。また、自動車運送事業者に対して、運行管理者等に対する講習水準の向上を図り、過労運転や過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。

死亡交通災害の大幅な減少を図るため、災害防止団体・業界団体・事業者に対する交通労働災害防止行動計画の策定・周知・点検に係る指導

等の諸対策を講じます。

自転車の安全な利用を確保するため、自転車利用者に対して規格や基準に適合した自転車を利用することや、通行に当たっての安全意識及び点検整備意識の徹底を図ります。さらに自転車の夜間及び薄暮時における交通事故を防止する観点から夜光反射材取付の普及促進を図ります。

#### (6) 効果的な指導取締りの実施

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化をはたらきかけます。

また、暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体との連携を強化し、暴走族対策を協力で推進します。

#### (7) 冬道における交通安全の確保

冬期における交通機能の確保、自動車交通の円滑化、交通事故の防止、歩行者の安全、スタッドレスタイヤ社会への対応等生活環境の改善を図るため、北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所及び札幌建設管理部深川出張所、町建設課の除排雪の強化、特に交差点等の雪山については随時排雪するなどの対策を講じます。

また、踏切前及び交差点等の凍結路には砂の散布等による路面对策の整備を推進します。

冬道運転経験の少ないドライバーや夏期に運転免許を取得したドライバーを対象に、沼田町交通教育研修センター内にあるコースを活用し、積雪・凍結路面での運転に必要な知識と技能を修得させるための体験学習を行い、冬道運転の不安解消と交通事故防止を図ります。

#### (8) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救助を図り、また、被害を最小限にとどめる

ため、国道等を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急、関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、今後とも救助・救急体制及び救急医療体制の充実を図ります。

#### (9) 被害者対策の充実

交通事故相談所の活動の充実強化を図り、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署、交通安全活動推進センター等により推進するとともに関係機関・団体との連携を図ります。

また、町の広報誌等を積極的に活用して交通事故相談活動の周知徹底を図り交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する等、交通事故の損害賠償請求に関する援助業務の強化を図ります。

#### (10) 交通事故調査・分析の充実

交通安全対策の原点となる交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討・立案等に資するため、事故多発箇所の調査・分析及び事故原因の追求等事故データを蓄積するとともに、交通事故に関する各種統計の充実を図ります。

また、各機関が保有する交通事故、車両、道路等に関する情報の有機的結合を推進し、データを蓄積するとともに、関連データの共有化を行い、交通事故に関するデータ解析等統計分析の高度化を図りながら、本町の実情に応じた対策を推進します。

#### (11) 町民参加型の交通安全活動の推進

交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動重点実施計画等について広く住民に周知することにより、町民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。さらに、沼田町・沼田町交通安全運動推進委員会・沼田町交通安全協会主催による「交通安全町民大会」の開催により広く町民へ参加を呼びかけ交通安全意識の高揚を図ります。

また、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、沼田町交通安全協会による交通安全支部懇談会を開催するなど、交通安全運動を推進します。

## 第2節 講じようとする施策

### 1. 道路交通環境の整備

道路交通事故については、道路種別・沿道条件・道路構造・交通状況等が複雑に絡み合っ構成されており、事故発生地点付近の道路交通環境が大きく影響しているものと考えられます。このため道路交通環境の整備については、交通事故防止の観点から、高規格幹線道路から地域の生活道路に至るまで、適切に機能分担された安全な道路交通網の体系的整備を推進するとともに、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設等の整備により安全な道路交通環境を形成することとします。

交通安全施設等の整備に当たっては、事故が多発しているなど道路交通安全の観点から問題が生じている箇所ごとに、当該箇所における事故の特性や発生要因について分析を行い、その結果を踏まえて対策を立案実施することとします。また、対策の実施後においては、整備結果の評価を行い必要に応じて対策の立案・実施段階にフィードバックすることにより、着実に事故消滅を図ることとします。

また、道路交通の安全の確保は、歩行者等道路を利用する人々の日常生活や経済・社会活動と密接に関係することから、地域住民や交通事故対策の専門家等の意見を道路交通環境の整備に反映させるとともに、取り組み結果について広報を行うこととします。

#### (1) 町民参加型の交通安全活動の推進

##### ア 適切に機能分担された道路網の整備

基本的な交通の安全は、道路交通ネットワークを体系的に整備することによって確保されます。この観点から、高規格幹線道路から地域の生活道路に至る道路交通ネットワークによって適切に機能が分担されるよう、道路の体系的整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図り道路整備を推進します。

(ア) 広大な北海道における時間距離を克服し、季節に左右されず、安全で確実なネットワークを構築するため異種交通を分離し、交通流の鈍化を促進する幹線道路など自動車専用道路関係機関と連携し、整備を積極的に推進します。

(イ) 自動車交通と歩行者・自転車交通との分離を図り、歩行者・自転車のための安全な空間を確保するために歩行者・自転車交通の整備を推進します。

住民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等、円滑な交通流が確保された良好な交通機関と連携を図り、道路の整備等を推進します。

#### イ 改築による道路交通環境の整備

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築事業を強力に推進します。

(ア) 事故が多発している急カーブ等においては、実勢速度を踏まえた線形改良を行うなど、既存道路の現道拡幅や舗装強化と併せ、道路利用者が安全で無理なく走行できる道路交通環境の整備を推進します。

(イ) 歩行者及び自転車利用者の安全と道路・生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅など、道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進します。

(ウ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点の改良を推進します。

(エ) 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備を図ることとし、車両停車帯、道路照明、道路標識、防護柵等の整備の推進を図ります。

(オ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を

図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐車対策の推進を図ります。

#### ウ 災害発生等に備えた安全の確保

地震等自然災害に強い幹線ネットワークの整備や避難路、緊急輸送路、救急・救助等防災に配慮した道路交通環境の整備を推進します。

また、地震、豪雨、豪雪等が発生した場合においても安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、道路構造物の耐震性の向上を図るとともに、道路交通の危険箇所には落石、雪崩・地吹雪等による事故を防ぐため落石防止柵、防雪柵、防雪林等の防災施設の整備を行うなど各種防災対策を推進します。

### (2) 交通安全施設等整備事業の推進

最近の通過車両の交通量等の増加に伴い、これに対応するため、次の交通安全施設の整備を促進します。

#### ア 公安委員会所管事項の整備方針

歩行者と自転車利用者の安全確保を図るため、自転車横断帯の設置等、保護対策の強化を促進するほか、交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に、交通安全施設等の促進、冬期間における市街地内の完全除雪の確保に努めます。

#### イ 道路管理者所管事項の整備方針

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩行者の安全確保、自動車両運転者の安全運転のための整備促進を図ります。

#### ウ バリアフリー化をはじめとする歩道空間等の整備

(ア) 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩



行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、改築事業等による整備と併せて、歩道及び自転車歩行者道等の整備を引続き重点的に推進します。

(イ) 幼児・児童・生徒の通行の安全を確保するため、通学路安全点検を行うとともに押しボタン式信号機・歩行者用灯器の整備、歩道等の整備を進めて通学路・通園路の整備を図ります。

#### エ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、豪雪等による自然災害が発生した場合の安全な通行を確保するため、沼田町地域防災計画に基づき安全性・信頼性の高い道路交通の確保に努めます。

#### (3) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等地域の実態等に応じた効果的な交通規制を行います。

#### (4) 総合的な駐車対策の推進

地域における無秩序な路上駐車を抑制し、安全で円滑な道路交通を確保するため、違法駐車排除及び自動車の保管場所等に関し、町民に対し広報、啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図ります。

#### (5) 地域住民等と一体になった安全

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民の参加による交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者からの意見を聞き、道路交通環境整備に努めます。

## (6) その他の道路交通環境の整備

### ア 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、同様な事故の再発の防止を図ります。

### イ 道路使用及び占用の適正化等

#### (ア) 道路使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事、その他各種イベント等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、原則として抑制する方針のもとに適正な運用を行うとともに道路使用許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化を図り、特に道路使用終了後の復旧等について指導を強化します。

#### (イ) 不法占有物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占有物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等とともに行います。

#### (ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、極力これを抑制するとともに、計画的な占用工事等の施行について合理的な調整を図ります。

### ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむをえないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は

制限を行う。

#### エ 自転車利用環境の総合的整備

環境保護等のために自転車交通を調整し、交通規制の実施等により、環境にやさしい自転車利用の促進を図ります。

自転車を歩行者・自動車と並ぶ交通手段として、安全かつ円滑に利用できるよう自転車利用環境を整備する必要があります。このため、自転車や歩行者・自動車の交通量に応じて、自転車が走行可能な幅の広い自転車歩行者道等の整備を推進します。

また、自転車利用者に対し、交通社会における責任の自覚を求めするため、自転車の整備点検、自転車の安全な乗り方、ヘルメットの着用、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法律の遵守、正しい駐輪方法等に関する教育及び広報活動を推進します。

#### オ 子供の遊び場の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に努めるとともに災害時には避難所、避難路ともなる沿道の整備を促進し、子供の遊び場として施設の整備等を図ります。

## 2. 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成するため、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習として推進する必要があります。

このため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的に交通安全教育を行うとともに、高齢者に対する交通安全教育を強力に推進します。特に、自転車を利

用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎としての、自転車の安全利用に関する指導を強化します。

交通安全教育・普及啓発活動の推進については、北海道・町・警察署・学校関係団体及び家庭が相互に連携を図り、地域ぐるみの活動として取り組むものとし、町民が交通安全の重要性を十分認識し、安全な交通行動を実践できるよう必要な情報の提供・参加・体験・実践型の講習の実施、民間の指導者や教職員等の指導力の向上及び教材の充実等に努めます。

家庭においては、子供・父母・祖父母等家族が日常会話の中で各世代が交通安全について、互いに注意を呼びかけ合うことにより、「交通安全は家庭から」という意識を持つことが重要である。このため、関係機関・団体等が一体となって交通安全思想の普及徹底に努めます。

## (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

### ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とします。

このため、幼児の特性等を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、幼児に影響力の大きい保護者に対しても、日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性について認識を深める必要があります。

認定こども園においては、家庭及び関係機関と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて、交通安全教育を効果的、計画的かつ継続的に行うため、紙芝居や腹話術、視聴覚教材等を活用した分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上および教材・教具の整備を推進

します。

主として幼児を対象に、遊びを通じての生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進し、その活動の強化を図ります。

また、町をはじめ関係機関・団体においては、保育園への教材・教具の提供等の支援を行うとともに、陽次の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。

## イ 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じた、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。このため、児童の学年に応じた手法により、歩行者の心得や自転車の正しい乗り方について指導します。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・強力を図りながら、体育、道徳、学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間帯を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導用参考資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした研修会等を実施します。

関係機関・団体は小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

## ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育や日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できる心を育てることを目標とします。

このため、中学校の関心及び理解力を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、自主的に技能及び知識を習得する意識を高めるよう配慮します。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間帯を中心に学校教育活動を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自転車の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。中学校における交通安全教育を計画的に実施し効果的なものとするため、指導用参考資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした心肺蘇生法も含めた研修会等を実施します。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、中学校に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

## エ 高校生に対する交通安全教育

平成22年度をもって、北海道沼田高等学校が閉校したことにより、本町に在住する高校生は町外の高校への進学を余儀なくされています。そのような中において、電車通学するため駅まで自転車で通う高校生が大多数であり、また、帰宅時間も夜間になることが多くなることから、高校生に対する交通安全教育は、日常生活におけ

る交通安全に必要な事柄に加え、特に自転車の利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、夜行反射材の着用及びライト点灯等を徹底させることが必要と考えます。

また、自動車等の運転免許を取得することが可能な年齢に達することから、交通社会の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とし、家庭、地域、学校を通じて高校生の道路の通行態様に関連した交通事故統計や身近な交通事故例等を用いるなど、高校生の関心や理解力を踏まえた交通安全教育を行います。

#### オ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から運転免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び、事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う安全教育の質的向上を図るよう各種資料の提供を行うとともに、自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習や指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活性化に努めます。

また、青年、成人等を対象とした学級、講座等における交通安全教育の促進を図るなど、生涯学習センター等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、PTA、女性団体、青少年団体、自治区等による実践活動を促進します。

## カ 高齢者に対する交通安全教育

加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

このため、老人クラブ等や関係団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育とともに、夜光反射材を配布し、着用を積極的に推進していきます。

また、安全機能付き自動車の試乗や講習を通して機械のサポートによる安全運転について学ぶ機会を作ることで、従来とは異なる面からの高齢ドライバーの安全意識の高揚を目指します。

## (2) 運転者教育等の充実

### ア 運転者に対する再教育等の充実

運転者の心構えと社会的責任の再認識、危険予知・危険回避のノウハウを重点とした講習内容と方法の一層の充実に努めるとともに次の事項を重点に推進します。

1) 「自分の生命は自分で守る」をモットーに、歩行者、自転車、乗用車の事故、特に子供と老人の事故防止については、関係機関・団体の活動を通じて交通安全教室、交通安全支部懇談会の開催により交通安全意識の高揚を図ります。

2) 交通三悪（無免許運転、飲酒運転、速度超過）及び新交通三悪（シートベルト非着用、過積載、駐車違反）の追放。

3) 3大対策（青少年ドライバー対策、高齢者対策、子供対策）

7大セーフティキャンペーン（高齢者事故防止、自転車走行ルール・マナーアップ、シートベルト全席着用、スピードダウン、飲酒運転根絶、いねむり運転防止、デイ・ライト実践）の推進。



- 4) 夜光反射材の着用推進。
- 5) 交通安全町民大会参加の推進。
- 6) 人命尊重の意識高揚。
- 7) 二輪車用ヘルメット着用の推進。
- 8) 交通安全推進員、交通安全指導員による運転者教育の推進。
- 9) 企業、事業所における従業員教育の推進。

#### イ シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果を啓発するキャンペーン等を積極的に行う。シートベルト装着義務違反、幼児用保護装置使用義務違反及びヘルメット着用義務違反に対する街頭啓発や指導を継続的に実施するとともに、着用率の向上と正しい着用の徹底を図ります。

### (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### ア 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための運動として、関係機関・団体は運動と活動の実態にあった見直しを行い、それぞれの組織の役割を明確化し、より一層連携を深め、町民の交通安全意識を高めるために、効果的な交通安全運動を組織的・継続的に展開していきます。交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、子供の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通安全、自転車の安全利用の促進を図ります。

また、交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、町民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

さらに、地域や職域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、地域・職域の実態、住民のニーズ等を踏まえた実施に努め、実態に応じた運動を推進するとともに、地域・職域の実情に精通し、地域・職域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの活動の活性化、住民が主体的に参加する交通安全総点検を推進していきます。

事後に、運動の効果を検証・評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配意します。

#### イ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底等

自動車に乗車中の死亡事故は、シートベルトを着用していなかった人の割合が高いことなどを踏まえ、シートベルトとチャイルドシートの必要性と効果について広く理解を求め、着用率の向上と正しい着用の徹底を図ります。併せて全席シートベルトの着用推進を図っていきます。

町及び関係機関・団体との協力のもと、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開するとともに、全席のシートベルト及び子供を同乗させる場合のチャイルドシートの着用率向上のための、町民総ぐるみ運動を展開するとともに、啓発資料等を作成し配布していきます。

#### ウ 自動車走行中の前方不注視の危険性

走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の危険性に関する広報啓発をするとともに、各種講習会、交通安全運動等の機会をとらえ、走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の危険性について具体的事故事例等

を紹介するなどして周知徹底を図ります。

## エ 交通の安全に関する広報の推進

町民一人ひとりが交通の安全に対する関心と意識を高めるために、町広報誌等の広報媒体を積極的に活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を継続的に実施する等、実効の挙がる広報を推進していきます。

## オ その他の普及啓発活動の推進

ア) 高齢者の乗用車における交通事故を防止するため、高齢運転者マークの必要性を高齢者自身に理解してもらい、普及・装着を促進するとともに、他の年齢層に高齢者の特性を理解させ、高齢運転者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように努めます。

また、安全機能付き自動車の試乗や講習、購入補助などを通して高齢ドライバーの自動車乗換えを促します。

イ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大な事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態を広く周知し、これら違反の防止を図ります。また、高齢歩行者を始めとする各年齢層の歩行者が、ドライバーから視認性の高い服装を着用し、夜光反射材を着用する気運を高めるとともに、自転車のライト点灯の徹底及び自転車の側面等への反射器材の取り付けを促進するなど、夜間事故の防止を図ります。

ウ) 自転車利用者の交通マナーアップを図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を推進します。

エ) 町民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、各種の交通事故関連情報や事故多発地点に関する情報の提供に努めます。

### 3. 安全運転と車両の安全性の確保

#### (1) 自動車安全運転センター業務の活用

自動車安全運転センターが発行するSDカードを利用し、町内事業所と連携し、SDカードの所有者に対して優良運転者表彰の上申をしています。

#### (2) 事業用自動車の運転者教育の充実

事業用自動車の運転者には、一般の運転者よりも高い資質が求められていることから、事業者が運転者に対して安全教育を実施する際の教育指針を策定します。

また、事業者に対して、事故・違反運転者、初任運転者及び高齢運転者に対する特別な教育を実施することや、これらの運転者に適性診断を受診させること等を推進します。

#### (3) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼす等社会的問題になっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とする不正改造車を排除し、自動車の安全運行を確保するため関係機関の支援及び自動車関係団体等の協力のもとに「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭啓発等を強化することにより、不正改造防止について、自動車使用者及び自動車関係事業者等への啓発を図ります。

#### (4) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保するため、自転車に関する日本工業規格の整備により、必要な品質規格・基準を整備するとともに、自転車安全整備制度の拡充並びに自転車利用者に対しては、地域・職場・学校及び関

係団体との連携の下に、自転車の安全利用に関する教育並びに点検整備の意識の啓蒙及び点検整備済車のTSラベル貼付の促進を図るとともに、児童生徒の利用する自転車を対象にした点検整備の促進、また、自転車の夜間における交通事故を防止する観点から、反射材取付けの普及促進を図ります。

#### 4. 道路交通秩序の維持

##### (1) 交通の指導取締りの強化等

###### ア 一般道路における交通指導関係

一般道路における交通指導は、子供と高齢者、歩行者及び自転車利用者等のいわゆる交通弱者を交通事故から守るための街頭指導活動を強化するとともに、交通安全指導員による各期別運動時の街頭指導、各種祭礼や夜高あんどん祭り時の警備に出動し、歩行者等の保護と悪質なドライバーの監視、通報活動を行います。

イ 道路交通法改正に伴う全席シートベルトの着用の義務化（当面は、高速自動車国道及び自動車専用道路にて適用）により各期別運動等を通しその指導を行い、利用者の交通事故防止の推進を図ります。

##### (2) 暴走族対策の強化

凶悪化する暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体が連携し、次の暴走族対策を強力に推進します。

###### ア 暴走族追放意識の高揚と家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放については、地域的な気運の盛り上がりを図るため、町民に対して暴走族の実態、反社会性についての素材を提供し、理解と強力を求めるなど広報活動を積極的に行います。

また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、暴走族に加入しないよう適切な指導等を促進します。

## イ 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走行為を「しない」「させない」「見に行かない」の指導を展開し、家庭・学校・地域が持っている非行防止意識の活性化を図るとともに、暴走族及びこれに伴う群衆の場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、施設の管理を徹底し、集会をさせないための環境づくりを積極的に推進するほか、暴走行為が頻発している路線については、道路管理者をはじめ関係機関・団体との連携を強化し、暴走行為ができない道路環境づくりを積極的に推進します。

## 5. 冬道における交通安全の確保

### (1) 冬道の道路交通環境の整備

本町は、積雪寒冷地域及び豪雪地帯であるため、ほぼ半年間が「雪」による影響を受けており、冬道の道路交通環境の整備を図ることが重要な課題であります。冬期における交通事故の防止のため、道路管理者と連携をとり、交差点や歩車道の除排雪の拡大を図り、通学児童生徒、高齢者及び身体障害者等の安全を確保するとともに落雪等の災害防止にも努めます。

#### ア 安全施設の整備

冬期における安全かつ円滑な交通を確保するため、国道275号線市街地区を中心とした融雪構の整備や、スリップ事故等の防止のための急勾配箇所のロードヒーティング等の特殊舗装の路面对策、また、吹き溜まり、視程障害者等に伴う交通事故発生の未然防止を図るため、防雪柵やスノーポール等の施設整備による誘導などの対策を行います。

#### イ 除排雪の推進等

除雪区間の延長と除雪車の増強を図り、冬期の交通確保と併せて良好な路面の確保に努めます。

(ア) 冬期間（11月～3月）の交通は、国道及び道道の除雪確保に伴な

い、必然的に町道除雪区間も拡大されるため、車両通行の支障のないよう除雪体制の充実を図ります。

また、市街地区交差点、幹線道路の交差点については、事故発生が予想されるため運搬排雪等により交通事故の防止に努めます。

- (イ) 市街地内の国道及び道道の歩道除雪は、市街地区住民の協力により、冬期間の歩道幅員確保及び横断歩道の交差する部分の除雪も併せ実施し、交通事故の防止に努めます。

## (2) 冬期の安全運転等の普及

### ア 運転技術の向上

冬道運転経験の少ない者や夏期に運転免許を取得した者などを対象に、沼田町交通教育研修センターにあるコースを活用し、積雪・凍結路面での運転に必要な知識・技能を修得させるための体験講習を行い冬道運転の不安解消と交通事故防止を図ります。

### イ 交通安全思想の普及

町・関係団体等と連携した、冬道の安全運転技能講習会を開催して知識と技能の向上を図るほか、冬道の交通安全についてのパンフレットを作成し関係団体等と連携した広報啓発を行います。

## 6. 救助・救急体制等の整備

### (1) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の充実を図ります。

特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療・応急処置等を実施するための体制の充

実を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備や事故現場における応急手当の普及等を推進します。

## (2) 救急関係機関の協力関係の確保

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関と深川消防組合沼田支署等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入連絡体制の明確化等を図ります。

## 7. 踏切道における交通の安全

### (1) 踏切事故の防止

踏切事故は減少の傾向にあるが、車両歩行者の交通量の増加を考慮し、事故発生を極力阻止するものとします。

### (2) 講じようとする施策

自動車両の増加に伴う事故の発生とその重大性に鑑み、踏切事故施策を推進します。

#### ア 踏切保安設備の整備及び交通規制の促進

踏切道の利用状況・迂回路・自動車両運転者並びに歩行者の視野等を考慮・検討し保安設備の整備並びに適正な交通規制が行われるよう努めます。

#### イ その他踏切道の通行の安全と円滑を図るための措置

踏切道の交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ踏切道予告標、交通信号機、踏切支障報知装置、車両等の踏切通行時の違反行為に対する取締りの強化等の措置を講じます。

また、踏切道通行者の安全意識の向上及び踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知を図るため、広報活動を一層強化します。